

# 粉骨・洗骨業務委託契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) は、株式会社株式会社三星 (以下「乙」という) に対し、以下の内容で業務委託契約 (以下「本件契約」という) を締結する。

## 第1条 (定義)

粉骨 火葬を終えた遺骨を2ミリメートル以下の粉状に破砕すること

洗骨 火葬を終えた遺骨を水等で洗浄すること

## 第2条 (委託業務契約の成立)

甲は、乙に、所定の申込書に従い、遺骨を預託し、規定代金 (実費等を含む) を支払って粉骨・洗骨業務を委託する。

## 第3条 (善管注意義務)

乙は、業務委託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委託業務を遂行する。

## 第4条 (委託業務の完了)

乙は、委託業務が完了後、遅滞なく甲に通知し、甲は、預託した遺骨を速やかに引き取らなくてはならない。

## 第5条 (個人情報)

乙は、業務上知り得た乙の個人情報を、第三者に開示しない。ただし、法令の規定に基づく場合その他正当な理由に基づく場合はこの限りでない。

## 第6条 (譲渡禁止)

甲及び乙は、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、事前の書面による同意がある場合はこの限りでない。

## 第7条 (損害賠償責任)

乙は、本契約に違反して損害を与えた場合には、甲に対し、その損害を賠償する。ただし、損害賠償の金額は、金10万円を超えないものとする。

尚、予期できぬ天災や事故などによる紛失などの損害賠償については、遺骨一体当たり上限5万円を超えないものとする。

## 第8条 (合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、乙本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和 年 月 日

甲：

乙： 北海道砂川市空知太西1条5-1-4  
株式会社三星 代表取締役 高木 久継